六　裸麦

(一)　種類

普通裸麦　種子裸麦

(二)　銘柄

普通裸麦

（略）

(三)　規格

イ・ロ　（略）

ハ　品位

(イ)　普通裸麦

（略）

規格外―異臭のあるもの又は一等及び二等のそれぞれの品位に適合しない普通裸麦であって、異種穀粒及び異物を五〇％異常混入していないもの

(ロ)　種子裸麦

（略）

附

（削る。）

一　普通裸麦のうち一等及び二等のものにあっては、被害粒のうち赤かび粒が〇・〇％を超えて混入していてはならない。

二　裸麦には、異物として土砂（これに類するものとして政策統括官が定めるものを含む。）が混入していてはならない。

三　種子裸麦には、異臭があってはならない。

四　種子裸麦には、異品種粒又は異種穀粒が混入していてはならない。

五　（略）

定義

一～五　（略）

六　被害粒―損傷を受けた粒（発芽粒、病害粒、くされ粒、たい色粒、虫害粒、胴割粒、砕粒、熱損粒及び種子裸麦についての芽くされ粒等）をいう。ただし、普通裸麦にあっては被害が軽微で精麦の品質及び精麦歩合に影響を及ぼさない程度のものを除く。

七・八　（略）

九　異種穀粒―裸麦を除いた他の穀粒をいう。

一〇～一三　（略）

七　大豆

(一)～(三)　（略）

附

一～四　（略）

（削る。）

五・六　（略）

定義　（略）

六　はだか麦

(一)　種類

普通はだか麦　種子はだか麦

(二)　銘柄

普通はだか麦

（略）

(三)　規格

イ・ロ　（略）

ハ　品位

(イ)　普通はだか麦

（略）

規格外―異臭のあるもの又は一等及び二等のそれぞれの品位に適合しない普通はだか麦であって、異種穀粒及び異物を五〇％異常混入していないもの

(ロ)　種子はだか麦

（略）

附

一　種子はだか麦の規格は、主要農作物種子法第三条第一項の規定による指定種子生産ほ場又は同法第七条第二項の規定による指定原種ほ若しくは指定原原種ほにおいて生産されたものについて適用する。

二　普通はだか麦のうち一等及び二等のものにあっては、被害粒のうち赤かび粒が〇・〇％を超えて混入していてはならない。

三　はだか麦には、異物として土砂（これに類するものとして政策統括官が定めるものを含む。）が混入していてはならない。

四　種子はだか麦には、異臭があってはならない。

五　種子はだか麦には、異品種粒又は異種穀粒が混入していてはならない。

六　（略）

定義

一～五　（略）

六　被害粒―損傷を受けた粒（発芽粒、病害粒、くされ粒、たい色粒、虫害粒、胴割粒、砕粒、熱損粒及び種子はだか麦についての芽くされ粒等）をいう。ただし、普通はだか麦にあっては被害が軽微で精麦の品質及び精麦歩合に影響を及ぼさない程度のものを除く。

七・八　（略）

九　異種穀粒―はだか麦を除いた他の穀粒をいう。

一〇～一三　（略）

七　大豆

(一)～(三)　（略）

附

一～四　（略）

五　種子大豆の規格は、主要農作物種子法第三条第一項の規定による指定種子生産ほ場又は同法第七条第二項の規定による指定原種ほ若しくは指定原原種ほにおいて生産されたものについて適用する。

六・七　（略）

定義　（略）